

6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

6.1 その他の施策との連携

(1) 管理者の異なる湖岸堤防の整備

漁港区域や港湾区域等、管理者が異なる湖岸堤防の整備にあたっては、施設管理者と調整を図ります。

(2) 都市計画に関する施策との調整

良好な河川景観の保全及び創出を図るため、関係自治体等と都市計画法等に基づく必要な行為の規制、誘導等について調整を図ります。

また、河川周辺において、都市計画事業等が実施される場合は、関係自治体の施策と調整を図ります。特に大橋川周辺では、景観や水面利用の観点から、周辺環境と背後地のまちづくりと一体となった河川整備が必要であることから、関係自治体と連携・調整を図ります。

(3) 景観に関する施策との調整

斐伊川水系には、豊かな自然と歴史・文化に彩られた良好な景観があります。したがって、今後河川整備を行う際には、必要に応じて、「ふるさと島根の景観づくり条例」、「鳥取県景観形成条例」、「鳥取県景観計画」、「松江市景観計画」、「出雲市景観計画」及び「米子市景観計画」等に基づく景観に関する施策と調整を図ります。

(4) 兼用道路及び河川に隣接する道路

堤防上の兼用道路及び河川に隣接する道路については、道路管理者が整備・維持管理を行う場合がありますが、河川敷地利用の快適性や安全性の向上等が図られるよう、歩道や横断歩道、安全施設の設置等について、必要に応じて道路管理者と調整を図ります。

(5) 水源地域ビジョンの策定

水源地域ビジョンは、ダム湖及び周辺を活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図り、流域内の連携と交流によって、バランスのとれた流域圏の発展を図ることを目的として、ダム水源地域の自治体、住民等が河川管理者等と共同で策定する活性化計画です。

尾原^{おぼら}ダム及び志津見^{しづみ}ダムにおいても、関係自治体及び地域住民等と連携しながら水源地域ビジョンの策定を行います。

(6) 湖沼水質保全計画

宍道湖及び中海は、湖沼水質保全特別措置法に基づく「湖沼水質保全計画」が策定されており、水質の保全に資する事業、水質の保全のための規制その他措置、その他の水質の

6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項 ～その他の施策との連携、
社会環境の変化への対応～

保全のために必要な措置が行われています。

今後も宍道湖及び中海の水環境改善に向けて、「湖沼水質保全計画」に基づき、県、市町、研究機関、市民団体、地域住民との連携を図り水質改善に努めます。

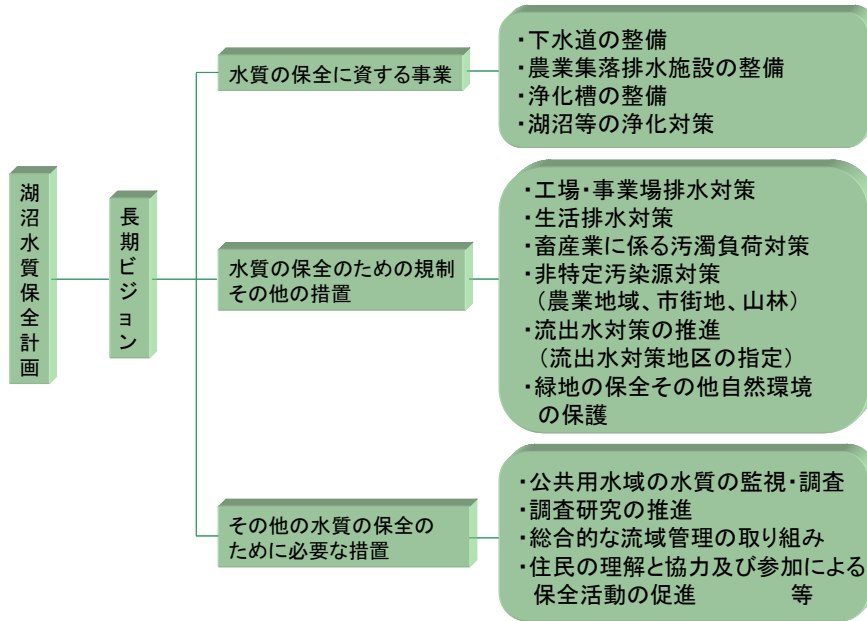


図6-1 湖沼水質保全計画の施策体系

(7) 中海及び沿岸域における連携

中海及び沿岸域では、湖岸堤防等の施設整備・管理、水質を含む湖沼環境の保全等において、様々な管理者及び計画等が存在しています。

このため、中海会議等において、堤防・護岸等の整備や水質等について関係機関と連携し取り組みます。

6.2 社会環境の変化への対応

地域社会の変化に伴い、斐伊川水系の河川空間が果たすべき役割も、新たな社会環境への対応が求められています。また、斐伊川水系は山陰中央部における社会基盤形成の一つとして、多様な機能が求められています。

このため、斐伊川水系の河川整備では、地域計画等との連携を図りつつ、施設整備等のハード対策に加え、斐伊川水系をとりまく社会、環境の変化に伴い生じる課題や住民のニーズに適切に対応できるよう、組織づくり等のソフト対策にも努めます。